狂犬病予防法に基づく犬の登録の特例制度 (ワンストップサービス)の開始について

1 概要

マイクロチップを装着した犬の飼い主が、環境省の指定登録機関に飼い主の情報などを登録することによって、市町村への犬の登録申請をしたとみなすことができる「狂犬病予防法の特例制度」について、本市は、令和5年10月1日から制度へ参加することを表明しました。これにより、登録情報が指定登録機関を通じて市で把握できるため、飼い主が市に犬の登録に関する届出のために来庁する必要がなくなりました。なお、マイクロチップを装着していない場合の犬の登録手続きは、従来どおりの手続きが必要です。

2 ワンストップサービスの対象となる犬の手続き

手続き	注意事項
新規登録·所有者変更	環境省の指定登録機関のホームページ
住所変更 (市内転居)	から登録・登録変更の手続きが必要。
住所変更 (転入)	(新規登録・所有者変更の場合、指定 登録機関に対する手数料(※)がかか
死亡	ります。)

- ※ オンラインによる手続きの場合、300円(R6.4 から 400円になる予定です。) 紙による手続きの場合、1,000円(R6.4 から 1,400円になる予定です。)
- ※ 転出の手続きは、転出先の市町村で行います。転出先市町村が特例制度に参加している場合、ワンストップサービスとなります。

3 その他

狂犬病予防注射は、狂犬病予防法により、犬の所有者が毎年1回、受けさせることになっており、市町村から交付を受けた注射済票を犬に着ける必要があります。このことは、犬の登録の特例制度とは別の取扱いのため、従来どおりの手続きが必要となります。